

I. 反対尋問

1. 検察レジュメ P.1 Ⅲ学説の状況「本人と同視しうる者」とあるが、その限界をどのように捉えているのか。
2. 検察レジュメ V.学説の検討で「クレジットカード制度の仕組み・趣旨」と書いてあるが、検察側は具体的にはどのように考えているか。
3. 判例を挙げた趣旨は何か。
4. 検察側は X について「X と A は配偶者・近親者という関係にない」ので、カード名義人 A と同視できず、欺罔行為に該当しているが、検察側の説によれば、C にも詐欺罪が成立するのか。

II. 学説の検討

1. まず、乙説(積極説)について検討する。

乙説は、クレジットカード・システムがカード名義人の個別的な信用に基づいて担保的措置を講じることなく一定限度内の信用を供与することが根幹になっていることから、その信用の維持のためにも名義人本人以外のカードの利用を許さないことが制度の建前であるとする。そうであるなら、名義人と利用者の同一性はカード利用の極めて重要な要素であると言えるから、この点を偽ることは名義人の許諾の有無にかかわらず、加盟店に対する欺罔行為を構成するとしている。

しかし、そもそもクレジットカード・システムは私的な経済取引のためのシステムに過ぎず、それ自体高度の公的利益を含まない以上、そこまで保護する必要はないと言えるし、何よりも詐欺罪という財産犯について実質的な財産的法益侵害が発生していないのにこれを財産犯として処罰するのは行き過ぎである。¹よって、乙説は採用できない。

2. 次に、丙説(中間説)について検討する。

丙説もまた乙説と同様の理由が当てはまる。さらに、丙説は加盟店が名義人の近親者であるなら事実上名義人と同一視できるからこの場合は詐欺罪を否定できるとするが、カードシステムの運営の実態上名義人本人と同視し得るものの範囲が不明確であり、以上のことを勘案すれば丙説は到底採ることができない。よって、弁護側は丙説も採用しない。

3. この点、我が国のように加盟店の本人確認がかなりルーズに行われている以上、加盟店の関心はカード名義ではなく、せいぜい、クレジット会社から現実に代金の決済を拒否されないかどうかにあるに過ぎない。そうだとすれば名義人の黙示の承諾があれば欺罔行為はあるとは言えない。²

さらにクレジットカード・システムは商品などの指摘取引の便法に過ぎないのであるから、最終的に経済的負担を負うものが同意している以上、名義人以外の使用者を詐欺罪として処罰することは困難であると言わざるを得ない。

4. 以上より、弁護側は、甲説を採用する。

III. 本問の検討

1. 本件クレジットカードの名義人 A 本人に成りすまし、正当な利用権限がないのにこれがあるように装い、B 店従業員 Y に対して本件カードを提示してガソリンの給油を受けた X の行為につき、B 店に対する詐欺罪(246 条 1 項)が成立しないか。

¹ 東京地裁八王子支判平成 8 年 2 月 26 日判決。

² 山中敬一「他人名義のクレジットカードの不正使用と詐欺罪の成否」法学セミナー 455 号 127 頁

2.(1) 本件カードの名義を偽り、提示した行為は処分行為に向けられた欺罔行為といえるか。この点、弁護側は甲説を採用するところ、名義を偽ったのみでは欺罔行為は成立せず、カードシステムに従った利用代金決済の意思及び能力があるよう装う行為まで必要なものと解する。

本件では、Xはガソリンの給油を受けるため、カードの名義を偽っている。そしてXはAの同意を得ず、A本人に成り済ましてカードの利用料金を払う意思が無いにも拘らずあるかのように装っているから、欺罔行為は認められる。

(2) そして、クレジットカードを使用したXが本来の名義人であるAであって、支払意思も能力もあるとYは誤信しており、錯誤があると言える。そしてその錯誤に基づきガソリンを給油したので、処分行為も認められる。

(3) もっとも、加盟店Bはガソリンの代金額についてクレジットカード会社から立替払いを受けることができるから、財産上の損害があったといえるか。

そもそも、詐欺罪の成立を肯定するためには、欺罔による財物の交付については実質的な法益侵害が必要であるところ、詐欺罪の財産的損害とは交付ないし処分行為の前後において被害者の財産状態に変化が生じた場合に財産上の損害が生じたと解するべきである。

したがって、B店はガソリン代金についてはクレジットカード会社から立て替え払いを受けることが出来る以上、財産上の損害は生じない。

(4) しかし、そうだとした場合にもクレジットカード会社には損害が成立しているから、クレジットカード会社を被害者とし、処分権者・交付者をB店とする三角詐欺が成立するのではないか。

この点、B店は商品たるガソリンの管理処分権があることは明白であり、実際にガソリンを交付する権限も当然有している以上処分権者・交付者であると言える。そして実質的な財産的損害をうけるのはクレジットカード会社であるから、被害者はクレジットカード会社といえ、三角詐欺が成立しうる。

そしてクレジットカード会社がB店に立て替え払いをした時点で財産上の損害も認められる。

3. もっとも、Xは名義人Aがカードの使用を許可していると誤信していることから、事実の錯誤として故意が阻却されないか。この点、XはAがカードの使用を許していると誤信し、Aがその決済をするものと信じていた。そうであるならXはAが自己の購入したガソリン代についても決済してくれると思っていた訳であるから、Xにはカードシステムに従った利用代金決済の意思及び能力があるよう装って欺罔行為を行ったことについて事実の錯誤があり、故意を阻却するものと解する。

4. 以上より、Xの上記行為には何ら犯罪は成立しない。

IV. 結論

Xは何ら罪責を負わない。

以上